

会 議 録

会議の名称	第19回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 8月2日(月) 午後1時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	なし
<p>1. 開 会 2. 委嘱状の交付 3. 会長あいさつ 4. 会議録署名委員の指名について 5. 議 題 (報告事項) 報告第27号 平成15年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算について (協議事項) 協議第57号 新市まちづくり計画(案)について(継続協議) 協議第62号 合併協定書(案)について 6. その他 7. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(40名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	藤 原 友 一	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	大 友 あつ子

4号委員

委 員 井 上 文 夫

幹 事 (16名)				事 務 局	
幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一	局 長	佐々木 均
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男	副局長	村 上 健 司
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一	次 長	熊 谷 正・渡 部 進
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦	調整第3 班長	遠 藤 晃
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜	計画班長	伊 藤 篤
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭	電算推進 班長	齋 藤 一 昭
				総務班長	三 浦 清 久

午後1時30分 開 会

○事務局

委員の皆様方には、午前中の委員研修会に引き続きましての協議会ということで大変お疲れさまでございますが、これより第19回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。最初に次第の2、委嘱状の交付。

このたび、協議会委員に異動がございましたので、会長より委嘱状の交付を行います。

最初に岩城町の議会の任期満了による改選に伴うものでございます。

岩城町議会議長、阿部一雄様。

再任でございます。

○柳田会長

岩城町議会議長 阿部一雄

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する

平成16年8月2日 本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

岩城町議会議員、前川 侅様。

同じく再任でございます。

○柳田会長

岩城町議会議員 前川 侅

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する

平成16年8月2日 本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

次に東由利町の議会の任期満了による改選に伴うものでございます。

東由利町議会議長、遠藤忠平様。

再任でございます。

○柳田会長

東由利町議会議長 遠藤 忠平

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する

平成16年8月2日 本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

東由利町議会議員、小松義嗣様。

同じく再任でございます。

○柳田会長

東由利町議会議員 小松 義嗣

本荘由利一市七町合併協議会委員に委嘱する

平成16年8月2日 本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳田 弘

○事務局

次に次第の3、会長あいさつを行います。よろしくお願いいたします。

○柳田会長

それでは、第 19 回の合併協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

はじめに6月 27 日の矢島町長選挙におかれましては、佐藤町長さんが3選を果たされましたことにつきまして、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

次に、ただいまは委員の異動による委嘱状の交付を行いました。岩城町の阿部さん、そして前川さん。また、東由利町の遠藤さん、そして小松さんには町議会議員の改選に伴うものでございまして、全員再選、再任されましたことを心からお祝いを申し上げます。また、引き続きのご参加となりますが、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、当協議会も本日の確認を得て、合併協定書の調印に向かうこととなります。

今、思い返してみますと、昨年1月 21 日、第1回目の協議会を開きましたが、とても寒い日でありました。遠くの方には帰りの道を心配される方もおりましたけれども、それから1年8カ月を経ました。この間、寒い日もあり、暑い日もあり、そして今日、まさに盛夏のこの日でございます。皆さん方には大変な、それぞれの思いを背負っての協議会でありました。そしてまた広く会議を通し、皆がお互い意見を出し合って決めようということで進めてまいりまして、今日の 19 回目を迎えることができました。これもひとえに、皆さんのご協力の賜と心から感謝申し上げます。

本日の協議会を経て、合併協定調印式、各市、町、議会での議決、その後、県に合併申請をし、総務省からの合併の告示の運びとなりますが、まだまだ合併までに委員各位のご意見を頂戴する必要がありますので、さらなるご協力をお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

○事務局

どうもありがとうございました。それではこれより協議に入ります。

会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、会長よろしくお祈りいたします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は 41 名であります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため幹事及び監査委員の出席を求めています。

次第の4、会議録署名委員を指名したいと思います。

会議録署名委員は、会議運営規定第8条第2項の規定により、大内町の成田正雄委員、東由利町の長谷山光委員を指名いたします。

これより協議事項に入ります。報告第 27 号「平成 15 年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算について」事務局より報告を願います。

○事務局

報告第 27 号の合併協議会、歳入歳出決算についてご報告いたします。

資料につきましては、1ページから7ページとなっております。はじめに、資料の訂正をお願いしたいと思います。1ページであります。1ページの鏡であります。表題部分の2行目に歳入歳出決算についての「に」が抜けておりますので、「に」を付け加えていただきたいと思います。大変失礼しました。

それでは4ページからの款別一覧表及び事項別明細書とも先に配付しておりますので、ご覧になっていると思いますけれども、この事項別明細書の款項までを積み上げて、3ページに歳入歳出決算書として付けておりますので、3ページの決算書によりましてご報告いたします。

はじめに歳入であります。1款1項負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額は共に5,474万1,000円であります。

2款1項繰越金につきましては、14年度の繰越額でありますけれども、予算現額117万6,000円、調定額と収入済額は共に117万6,246円で比較金額は増の246円であります。

3款1項諸収入でありますけれども、予算現額2,000円で調定額と収入済額は103円で、これは口座預金の利息であります。比較金額は減の1,897円であります。

歳入合計は、予算現額5,591万9,000円、調定額、収入済額は共に5,591万7,349円、比較額は減の1,651円あります。

次に下段の歳出であります。1款運営費の中の1項会議費につきましては、予算現額544万3,000円、支出済額467万350円、不用額と比較額はともに77万2,650円あります。この項では協議会開催に伴う経費を主に支出しております。

2項事務費につきましては予算減額1,526万2,000円、支出済額1,411万5,634円、不用額と比較額はともに114万6,366円あります。

1款運営費の合計につきましては、その上の段でありますけれども、予算現額2,070万5,000円、支出済額1,878万5,984円、不用額と比較額はともに191万9,016円となります。

次に2款1項事業推進費であります。予算現額3,459万4,000円、支出済額3,051万2,752円、不用額と比較額はともに408万1,248円あります。

次に3款の予備費でありますけれども、予算現額62万円あります。当初予算額が100万円でありましたけれども、新市建設計画策定にかかる研修会を実施したため、その講師謝金としまして2款1項1目の事業推進費の8節、報償費に38万円を充当しております。それで予算現額は62万円となっております。不用額と比較額はともに62万円あります。

歳出合計につきましては、予算現額5,591万9,000円、支出済額4,929万8,736円、不用額と比較額はともに662万264円あります。

下段のところありますけれども、収入済決算額が5,591万7,349円、支出済決算額が4,929万8,736円、差し引き決算額が661万8,613円となりまして翌年度、平成16年度への繰越金となります。この差引決算額は、歳入歳出の右側、比較欄の歳入合計、減の1,651円と、歳出合計662万264円を足したものが一致します。

また、予算の執行率は88%となっております。

平成15年度の合併協議会決算報告については以上であります。

○柳田会長

この件につきましては、本荘由利一市七町合併協議会財務規程第7条第2項の規定に基づき、監査委員による監査が行われておりますので、本荘由利一市七町合併協議会財務規程第7条第2項に基づく報告を監査委員を代表し、今野次男監査委員にお願いいたします。

○今野次男監査委員(岩城町)

監査委員であります岩城町の今野次男でございます。監査委員を代表しまして、私のほうから監査報告を申し上げます。皆さんに配付しております資料の2ページ、「平成15年度本荘由利一市七町合併協議会歳入歳出決算監査報告書」の写しをご覧になっていただきたいと存じます。

これを朗読しまして、監査報告に代えさせていただきます。

平成15年度本荘由利一市七町合併協議会、歳入歳出決算監査報告書。

平成15年4月1日から平成16年3月31日まででございます。

歳入決算額5,591万7,349円、歳出決算額4,929万8,736円、歳入歳出差引額661万8,613円、翌年度に繰り越しされる額でございますが、同じく661万8,613円。

平成 15 年度本荘由利一市七町合併協議会決算について、現金出納帳、預金通帳並びに関係書類を同事務局職員立会の上、厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることと認めます。

平成 16 年6月 15 日。

本荘由利一市七町合併協議会 監査委員小番与一 同しく今野次男 同しく伊豆吉昭

また、監査の結果につきましては、同文、原本を添付しまして本荘由利一市七町合併協議会規約第5条第2項により同日、会長宛に文書で報告しております。

以上でございますが、今後の本荘由利一市七町合併協議会の益々の発展を祈念しまして、平成 15 年度の決算監査報告といたします。以上でございます。

○柳田会長

どうもありがとうございました。報告第 27 号につきましては、ただいま適正に処理されているとのことでありますが、皆さん何かご質問などございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは承認されたものと決定いたします。

これより協議事項に入ります。

継続協議中の協議第 57 号「新市まちづくり計画(案)について」事務局から説明を願います。

○事務局

協議第 57 号、継続協議となっております「新市まちづくり計画(案)について」ご説明いたします。

新市まちづくり計画につきましては、去る6月 16 日に開催されました第 18 回合併協議会において、これまで指摘されました事項について、すべて修正をして提案をし、確認をいただいておりますが、「地域審議会及び地域自治組織の取扱いについて」は、いずれかを設置することにし、今後協議するという調整内容になっておりましたので、地域審議会を設置するという原案になっておりましたまちづくり計画を別紙修正表のとおり、地域審議会、または地域自治区のどちらを選択しても可能なように修正しております。

別紙資料として添付しております新市まちづくり計画修正表をご覧くださいと思います。40 ページから 79 ページまで6ページにわたって修正をいたしておりますが、その内容は「地域審議会」を、「地域審議会または地域協議会」に、そして「総合支所」を「総合支所、または地域自治区の事務所」に修正するなど、今後協議会でどちらを選択しても可能な計画内容にしております。この修正については、事務局に一任させていただいておりますので、修正表のとおり修正した新市まちづくり計画を県に正式に提出しております。県では去る7月 12 日に知事が本部長となっております市町村合併支援本部の会議を開き、協議した結果、本荘由利一市七町合併協議会の新市まちづくり計画は妥当であるとして了承されております。これについては、新聞等でも報道されましたので、委員の皆さんもご存じのことと思います。そしてもう1枚別紙として添付しておりますが、県知事より異存ない旨の回答文書がきております。したがって、今回最終確認をしていただきますと、新市まちづくり計画の完成ということになります。以上でありますので、よろしく願い申し上げます。

○柳田会長

ただいま事務局から説明ありました。この件につきましては前回の第 18 回協議会において、内容を確認の上、同意をいただき県に提出したものであり、ただいまの説明にもありましたが、7月

12日、県の合併支援本部の会議で異議のない旨の回答をいただいているものでありますので、皆さんご同意いただけますか。いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それではご同意いただけたものと存じます。

よって、継続協議中の協議第57号「新市まちづくり計画(案)」について確認をいただいたものと決定し、(案)を取りたいと思います。

次に協議第62号「合併協定書(案)」について事務局から説明を願います。

○事務局

それでは協議第62号「合併協定書(案)」でございます。

9ページ、合併協定書(案)ということでございますが、お手元の合併協定書(案)をご覧くださいと思います。本荘由利一市七町合併協議会の合併協議につきましては、昨年1月15日に合併協議会を立ち上げまして、1月21日に第1回の合併協議会を開催以来、具体的な協議が進められ、継続協議となっております協議第57号「新市まちづくり計画」をただいまご確認いただきましたので、協議事項46項目すべての協議が整ったということになります。

お手元の合併協定書(案)はこれまでの合併協議会で協議、ご確認をいただいた内容を取りまとめたものでございます。個別の合併協定項目につきましては、これまでの合併協議会でご協議、ご確認をいただいたものでございますので、協定書にはその内容はもちろんであります。文言につきましても協議どおり掲示するということが望ましいと考えますが、協定書全体の統一を図るため、調整方針の文言の体裁を整えた項目、また、協議会で確認された内容を変えることなく一部修正した部分がございます。本協議会でこれらの修正に関し、委員皆様にお諮りをし、ご了解をいただいて、協定書として最終確認をお願いするものでございます。最初に大変申しわけありませんが、本日お配りしてあります合併協定書(案)の正誤表ですが、修正表でございますので、修正表ということでご理解をお願いして、こちらのほうを先に説明をさせていただきます。

A4の半片でございます。よろしいでしょうか。この修正表は、午前中の研修会でご指摘のあったものを修正したものでございます。内容は合併協定書の中にある1の合併の方式でございます。この文言の中で修正前は本荘市、矢島町、岩城町、という形で表示しておりましたが、修正をお願いしたいのは、本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利町、同郡西目町及び同郡鳥海町というぐあいに由利郡・同郡という文言を追加させてもらっております。これに関連をしまして、この協定書の最後のほうになりますが、市町長さんの調印する欄がございます。これも同じように由利郡、あるいは同郡というふうなものを追加させてもらっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、修正箇所を含めまして、主なものを説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。合併協定書の1ページをお開きください。1、合併の方式でございますが、ただいま修正させていただきましたとおりでございます。1、「本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利町、同郡西目町及び同郡鳥海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする」ということでこれにつきましては、第1回の昨年1月21日の協議会でご確認をさせてもらっております。2、合併の期日でございますが、前回の第18回合併協議会で確認をいただいております。「合併の期日は平成17年3月22日とする」ということでございます。

次に3、新市の名称でございますが、「新市の名称は由利本荘市とする」ということで、ことしの1月の第13回の合併協議会で確認をいただいております。次に4の新市の事務所の位置、いわゆる本庁の位置についてですが、昨年7月の第6回の協議会で確認をいただいておりますが、位

置については本荘市ということで地番まではうたっておりませんでした。この位置につきましては、今後廃置分合など合併関連の申請や新市の条例を定める際に、地番まで定める必要がございます。

第6回の協議会では、既存の庁舎を活用しながら、新庁舎は当分の間、建設しないということで現在の本荘市役所及び本荘由利広域行政センターの施設を利用するというで協議確認をされていることから、今回協定書(案)の作成にあたりまして、新市の事務所の位置に地番を加えさせていただきます。

なお、協議された文言に地番を追加するだけでは、新庁舎の建設位置の選択肢が狭まるということもございますので、字地番の前に当分の間という文言を付けさせていただきます。また、総合支所に関してですが、第18回の協議会で地域審議会及び地域自治区の取扱いについて確認をいただいておりますが、この検討結果によりまして、総合支所の取扱いが変わってまいります。協定書の案には「または地域自治区の事務所」という文言を追加させていただきます。

ただいま説明いたしました内容により、4、新市の事務所の位置につきましては協定書(案)に記載してありますように

(1)新市の事務所の位置は、当分の間本荘市出戸町字尾崎17番地に置く。

(2)新庁舎の建設は、当分の間行わない。

(3)一市七町の現庁舎を総合支所、または地域自治区の事務所とする。なお、既存の支所及び出張所は存続する。

と修正をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

ただいま説明をいたしました1の合併の方式から、4の新市の事務所の位置までの項目がいわゆる合併協定項目の基本4項目とされているものでございます。

なお、協定書の文言の中で引き継ぐものとする、あるいは何々するものとするという表現でございますが、これらにつきましては引き継ぐ、何々するという表現に、それから又はという漢字の表現はひらがなの表現にそれぞれ字句の修正とか言い回しを統一させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に4ページをお開きください。13、一部事務組合の取扱いについてでございます。

この取扱いについては昨年5月の第4回合併協議会でその1として確認をされております。この中で(1)秋田県市町村会館管理組合と秋田県市町村総合事務組合についてですが、これについて設立の早い事務組合を前のほうにもってきてまして、第4回の合併協議会で確認されたものと順番を逆にさせてもらっております。また、12月の第11回の合併協議会で確認をいただきました(5)番、矢島・鳥海清掃一部組合についてでございますが、(2)、あるいは(3)の表現と合わせて、矢島町、鳥海町の2町という表現をここに記載のとおり、2町(矢島町及び鳥海町)の表現に修正をさせていただきます。ページが飛んで申しわけありませんが、7ページから14ページまででございますが、各種事務事業の関係でございます。

それで22番の1、22番の2というふうにございますが、これはより具体的な調整でありまして、22番の1から22番の22まで枝番をふってございますので、先ほど言いましたように事務的な、具体的な調整ということで枝番をふったということをご理解をお願いしたいと思います。

それから、この事務事業の中で11ページをご覧くださいと思います。

11ページに22の14、農林水産業関係事業という項目がございます。この中で(3)番に「市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する」という具合にややこしい表現がございますが、この部分については、市町村森林整備計画については新市において現市町の計画を引き継ぐような内容で策定する。

なお、「新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する」という具合に訂正をさせていただきます。

この計画につきましては、新市として新たな計画を策定しなければいけないわけですが、策定については現計画が地域の実情に応じたもっとも適切な計画であることから、基本的には現計画を引き継いだ内容になるよう新市で計画を策定するというものでありまして、協定書にはこの「内容」という文言を追加させていただいております。最終ページですが、飛々で申し訳ありません。14 ページでございますが、ここに 23、新市建設計画、いわゆる新市まちづくり計画、そして 24、地域審議会及び地域自治区の取扱い、25、第3セクターの取扱いという具合になっておりまして、これまでの合併協議会で協議確認をされました 46 の協定項目、すべての項目が協定書として記載されております。最初に申し上げましたように本協議会で、ただいま説明をいたしました修正を含め、委員皆様からご了解をいただいて、協定書として最終確認をお願いするものでございますので、よろしくご協議のほどをお願いしたいと思います。以上です。

○柳田会長

ただいま事務局から説明ありましたが、この件につきましても今まで 18 回にわたって協議を重ねてきたものを一覽にまとめたものでありますので、新たなものはないわけではありますがご質問、ご意見等ございませんでしょうか。どうぞ、茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。14 ページの 24 番の地域自治区と地域審議会について、前回、引き続き検討していくという合意を得たわけですけれども、午前中の研修会でこのことについて今後、小委員会で検討していくということ、このあと多分提案あると思いますけれども、そういうふうな方向で進めていくということを伺いました。それで実質的には、今日の協議会が最後の協議会となると思われま。その中で、私ども前からお願いしておきました地域自治区というものについて、ぜひ取り入れるようお願いをしたいとずっとお話を続けてまいりましたけれども、小委員会でどちらかにするののかということまでは、私はどうしてもお任せができない。この全員の協議会の中で、どうしても地域自治区を置きたいという町につきましては、その置くことを認めていただくようなことをこの会で協議をしていただくようお願いをいたします。

○柳田会長

茂木さんのご意見は、今日の午前中の勉強会もあって地域審議会、地域自治区という問題が出ましたが、このことについて小委員会には任せられないのでこの場で、どのご意見でありますか。

○茂木好文委員(矢島町)

小委員会のことについては異議ございません。小委員会で地域審議会、または地域自治区どちらを選ぶのかとか、例えば希望するところがいいとかと、そういうふうな置くか置かないかということについてのお任せはできないということです。

ですから、最低でも、全部置いても構わない訳ですけれども、置かないというふうな、全部置かないというふうな決定にはならないような方式をお願いをしたいということでございます。

○柳田会長

このことについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただいまの茂木さんのご質問でございますが、小委員会で確定するものではございません。これは 41 人の委員全員で審議する、そのための原案ということで、原案のたたき台という形で話し

合いをし、最終的に 41 名の委員の皆様方全員で協議させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長
はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

先ほども言いましたけれども、今日の協議会がほぼ最終で、小委員会で決まったことをまたそれを審議するようなものではないというふうに私は思っております。その小委員会の審議は尊重しなければいけないわけですが、その前にその地域自治体を全部に置きなさいというふうにもなってませんし、必要などころにもいいというふうな形には、今のところ法律はそうになっておりますので、まだらであっても置くというふうな方向を認めていただきたいということを主張しているだけでございます。

○柳田会長
はい、事務局。

○事務局

今日、確かに合併協定書にかかわる部分につきましては、今日の協議で決まりますが、このあと、先ほど会長のあいさつにもありましたように、まだたくさん委員の皆さん方と話し合う案件というものが出てくると思います。そういう中で協議してまいりたいと。それから、今、まだらに置くこともできると言いましたが、法律上はそのとおりでございますので、そこら辺を含めて小委員会、そして 41 人の委員の皆さん方で協議していただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長
はい、松田さん。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございます。この前、このことにつきましていろいろご質問申し上げまして、それが 6 月 16 日でございます。それで帰りまして 6 月 17 日の新聞のコラムにこれ県庁職員のこと言ってるんですけども、知事ばかりを見て仕事をする幹部職員が確実に増えてきている。県庁 OB の嘆きでございますけれども、私はこの前も申し上げましたけれども、やはり 1 つそれを束ねる、これは市長が束ねるわけでございますけれども、その地域について絶対の自信を持ってやっていくとすれば、いろんな形で一般職では無理じゃないかと。そういう意味でお互い今、茂木さんからありました地域自治体というものを大いに尊重していただきたい、こういうふうに思うわけでございますので、これを設置することによって、いわゆる項目の 12 番の事務組織及び機構の取扱い、この中にはいろいろ住民の声を適正に反映できる組織機構、あるいは地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織機構というものがその地域を、一般職の方が総括するよりはやっぱり地域自治体という形で、何らかのいろんな住民の声、あの人に頼めば何とかできるんじゃないかというものが生まれてくるんじゃないかということで、何とかこれを小委員会で立ち消えにならないようお願いしたいと思います。

○柳田会長
これまで話し合ったことなど説明してください。

○事務局

ただいま松田委員さんからもお話ありましたとおり、これはどちらかにするとかということではなく、両方とれるような形での協議を前回 18 回目の会議において行いました。といいますのは、どちらでもこれからの新市において必要であるものを協議していきたい。

41 人の委員の皆さん方で、新市に向かってこうやっていくのが、住民の皆さん方の不安もなくなるとの思いから、18 回目の協議会の中で地域審議会及び地域自治区の取扱いについて確認をいただきました。

先ほどの法律の中でもありましたように、どちらもとることができます。まだら模様にといいましたが、あるところでは地域審議会、あるところでは地域自治区でというように混在も可能です。

そういうことをこれから協議していきたいと思っておりますので、今後の協議の中で、今のお話を十分に取り入れた中で、委員の皆さん方に協議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

ひとつ、ただいまのことを信じてますので、よろしくお願い申し上げます。

あともう一つは 10 番の特別職の職員の身分の取扱いでございますけれども、ここの(2)でございます。いわゆる特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整すると、こうなりますけれども、ここまでの間にいろんな議論がございまして、いわゆる在任か、定数かという問題もございました。結果的には在任という形になりまして、私どももそれを尊重しながら、それぞれ町民との話し合いをしているわけでございますけれども、じゃあ、そのあとの報酬はどうなのか。いわゆる市の議員さんと町の議員さんの格差が非常に大きいわけでございますので、このことを非常に心配されております。したがって、私は7カ月後の新市においては、この文言で十分だと思いますけれども、それまでいく、7カ月間の報酬についても全く同じ取扱いになるのか、その辺のところをひとつお願いします。

○柳田会長

事務局も答えにくいでしょうけども。

○事務局

10 番の委員、特別職の職員の報酬といいますと、議員さんに限らず特別職はたくさんいらっしゃるわけですが、この報酬の決め方にはいろいろな方法があるかと思えます。それで、これについてどのようにしてこれから決めていくのか。こちら辺もこれからの協議になろうかと思えます。ということで先ほど言いましたように、今日の協議会ですべて終わりではないのだというのは、このあといろいろ委員の皆様方とのご協議いただかなければならない事項というような中にも入ってこようかと思えます。それで今この件につきましても、報酬等につきましても、どうすべきかを幹事とともに協議しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

私は7カ月後の体制になってからの問題を言っているんじゃないじゃなくて、3月以降、7カ月間の問題を申し上げているところでございます。そのことについてよろしくお願い致します。

○事務局

今、私が申し上げたのも、30人になってからのことではなく、新市スタートにおけるものというふうにご理解いただきたいと思います。そういう意味で、いろいろと協議方法はあろうかと思いますが、ご協力いただく部分もあろうと思いますので、これは決して7カ月後ということではございませんのでご理解ください。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

いろいろとありがとうございました。やはり、いろいろな住民の皆さん方はそれなりにまた心配しているわけで、どうなるのかなということによく問いかけられます。ひとつこのことを私も今後、いろいろな形で見極めてまいりたいんですけれども、よろしくご配慮くださいますようお願いいたします。以上です。

○柳田会長

先ほどの茂木さんの意見とそれからただいまの松田さんの意見については、今事務局が説明したように、この件について、調印が終われば協議会も終わりではなく、更に協議会を続け皆さんの意見を十分反映させたいと思っておりますので、ひとつご理解賜りたいと思います。

また、例えば今の在任のお話など、そこまで話も出なかったことであって、すぐは決まらないと思います。ですから、茂木さんからの意見も非常に大事なことでありますし、このあとの協議会で論議すべきだと思います。この新市の誕生は地方自治体にとっては、明治維新に匹敵するような大事なことでありますので、協議会で十分話し合い、良い方向を見いだすべきだと思いますので、ひとつよろしく、茂木さん、いかがですか。

○茂木好文委員(矢島町)

事務局のお答えも、会長のお答えも全く同じであります。私言いたいのは、皆さんの意見ということは全員の意見を聞いて、どちらの方向に行こうかということを決めようとして聞けないんです、実は。地域自治区というところを欲しいとか、1つとか2つとかしかならない部分で、ほかの町はいらないと言ったときに、地域自治組織が、自治区がなくなるのではないかという心配があるから私が話しているんです。その心配はありませんという声を一言言ってもらえれば、会長さんからそう言ってもらえれば私は納得いたします。

○柳田会長

先ほど、事務局もそういうふうにご答えています。まだらという表現が適切かどうかは別としても、あってもいいし、なくてもいいという表現でありましたが、皆一緒の方がよいということです。だから、話している中にそれぞれ別の思いを持って話しているうちに、皆やっぱり同じほうがいいなという意見になるかもしれませんし、あるいは別々のほうがいいという意見もあるかもしれないし、このあとも話し合っただけであればいいなと思います。

○茂木好文委員(矢島町)

1つだけ確認したいと思います。どうしても地域自治区は欲しいというところには、それはやるんだよということだけで、それ以外の説明はいりません。どっちか片方に決めるということであれば困ります。ということをおっしゃっているのでありまして、私の言ったことにイエスかノーかで結構です。

○柳田会長

あまり急いでイエスかノーか出して失敗した例が多々あります。皆さん方で話を出してそこに自治区つくる、つくらないもあるでしょう。だから、話を十分にしましょうということです。

○茂木好文委員(矢島町)

皆さんの意見を聞いて1つの方向には必ずしもならないということでもよろしいでしょうか。

○柳田会長

様々な意見を出し合った中で、それは皆が自治区がいいという話にもなるかもしれないし、また審議会がいいという話になるかもしれません。だから話を十分にしましょうということです。成田さんどうぞ。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。今、地域審議会、あるいは自治区というもので2つになってますけども、この会が始まった冒頭に、エゴ、あるいはわがままという議論まで出てました。そういうものを考えて、基本的に考える場合、やるんだったら一応に画一的というのか、言い方悪いんですけども、本当は2つのうち1つと、皆が共有していくと。特にこの審議会と自治区との場合は、勉強しなければわからないのがたくさんあると思います。そういう意味で、今日茂木さんの言うこともわかりますけれども、茂木さんの言葉を了承しますというふうにはまいらないと思いますので、私の意見を申します。

○柳田会長

ほかにどうぞ。皆さんどうぞ。
それでは、西目町さんの方どうでしょうか。

○齊藤栄一委員(西目町)

ご指名がありましたので、私の今の現状の意見を申し上げますと、私はやっぱり自治区といわゆる審議会、これはもうどっちにも適当にやってもいいんだということになれば、やっぱりアンバランスな関係になると思います。ましてやお金の問題とか、いろんな問題あれば自治区でなければ絶対できないのかとすれば、これは、いや、地域審議会でごうやりましょうという話し合いであれば私はそれでバランスのとれた新市になるだろうと。私はそう思っておりますので、必ずしもばらばらだということにはならないだろうというふうに考えます。これから小委員会の皆さんのご意見を踏まえながら、全体の協議会で検討するべきだと私はそう思っております。

○柳田会長

ほかに。茂木さん、小委員会でこのことがまた出る話でありますので、そういうことでどうでしょう。

○阿部一雄委員(岩城町)

地域自治区、あるいは地域審議会のことを今議論されておりますが、第1回目の合併協議会から46の協議案件を確認済みでございますが、表題はそれぞれ満場一致で確認されたと思っておりますが、内容は新市において調整する、調整を図る、統一するよう調整するとか、統一するとか、新市にならなければ具体的にどうなるのか目に見えてこない。不透明な表現が非常に多くある。これは何だといいますと、私は協議時間が少なかった、短かかった。例えばもう1年でも2年でもあるとすれば、そういう内容を各項目ごとに協議会で確認できる、そういたしますと新市に対する協

議会の委員はもちろん、1市7町の住民も不安がなくなるというのは当然だところ思うわけであり
ます。それで、あまりにも新市において調整をすとか、統一を図るといふことが多いということと
合わせまして、私たちが合併協議に出席をしておりますも、17年3月22日、職務執行者が決
定されて市政を取り仕切る、こういうことになりまして、必要事項については専決処分をする。し
かし最小限度職務執行者が新市を立ち上げて、行政を展開していくために、専決処分をしなけれ
ばならない、そういう項目というのはどういう問題なのかということも何ら説明がされないわけであ
ります。非常に不安であります。ですから、私は今日の会議で終わりなどとは決して思っておりま
せん。3月、来年の3月22日まで必要であれば、何回でも開いていただきたいし、新市の行政内
容が住民にとって直接どんなに身近なものになるのかという確認できるものを具体的にもっと示
していただきたい。事務局も私は市長さんも町長さん方もぜひ頑張ってそういうように会の内容、
新市の行政の内容が一般住民にわかりやすく良かったと言えようようなふうになる。そう
いうものを私は示していただくように頑張りたいと思います。

○柳田会長

どうもありがとうございます。阿部さんのご意見、ごもつともであります。

私が岩城町の旧藩祭にご招待いただきまして、そのとき「いわき市」の市長さんがみえられてお
りました。「いわき市」というのは大変大きくて立派なまちです。今1市7町合併した面積とほぼ同
じぐらいの面積ですが、由利本荘市の合併について話をしたところ、私のほうも合併から30年経
ってようやくやっと「いわき市」が一本にできた、と話されておりました。

最初のスタートからすべて順調であることは理想ですが、「いわき市」の市長さんから話を聞
いて、合併とは困難を伴うものであること、それ故に月日を重ねて悪いものは修正をしたり、見直
しを繰り返し、目的を達成するためにがんばることが市町村合併にとって大切なことだと思ってい
ます。

最初から、山を削り、谷を埋めて平らにとはなかなか難しいことと思います。これまで皆さんの
ご意見を聞いて新市において調整するとしていることも多くありますが、それは全く先延ばしの先
延ばしという意味でなくて、新市になって急がなければならないものは大いに急いでやる、そうし
た姿勢が必要と思います。

まず、阿部さんのご意見は拝聴し、そして今までやれなかったものなども、これからの協議会の中
で是非とも論議を深め、できるだけ早く達成するよう進むべきと思います。

ということで、阿部さん、何とかひとつご理解ください。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

非常に今、阿部さんから総括していただいたような形でありがとうございました。今後のスケジ
ュールというものをこの前、案をもらいましたけども、これからもっともつとついろいろなこうした協議を
もっと重ねていくとすれば、今後のスケジュールの中にはいわゆる手続き問題しかないのをござ
いまして、この合併協議会、今後どういう形で何回ぐらい予定されるのかということをお示しい
ただきたいと思います。

○柳田会長

事務局。

○事務局

今後、何回という数字を出すことは非常に難しいと思います。かなりの項目があろうと思いま
す。それで最後に次回の日程というのを出すわけですが、次回の日程というのはまだ出せない
部分あります。

といいますのは、小委員会の設置について、これから委員の皆さん方からご協議いただくわけですが、それで了解をいただいたとしても、国のほうで政令、省令が出てくるのが早くて8月末、遅ければ9月です。それからの協議になります。そのほかに協議しなければならない項目というのが多数ありますので、9月に1回開けるかどうかはわかりませんが、そのあとは、スケジュール的には月1回とかというふうな形にならないと思います。それから最終的に今行っておるものの決算の報告もごさいますので、3月のぎりぎりまで、この協議会は引き続き行われますので、その点は今日で終わりということでございませぬので、それだけご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

松田さん、いいですか。

そのほか、おありでしょうけれども、事務局が先ほど説明しているように、これからも協議会があるわけでありますので、その場でまたご意見を出していただければとこのように思います。ほかございませぬか。はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。合併協定書の最後のほうに調印式のことを書いてありますし、冒頭の会長あいさつの中でも1年8カ月の中で、関係各位のご尽力、そしてまた1市7町の住民のご理解のもとに調印ができるという、8月17日に調印がなされるということで大変喜ばしく思っております。

ところで、調印式と要するに18日の議案の議決との関係で非常に理解がされてないというか、わかりにくいということがありますのでお伺いしたいと思います。普通であれば契約の場合、仮契約をして議決を経て本契約といくわけなんですけれども、今回調印式をやりますと、もうそれでまとまったような感じになってしまいます。それでその次の日が、合併関連の議案が提出されて議決という形になるわけでごさいます。その中でどうしても議員の皆様、そしてまた住民の皆様方で要するにその調印式が、そのものが、正確に申しますと法的云々というのはあまり根拠がないということで、ただ、議案提出のための確認する、そういう根拠というようなことを伺っておりますが、その辺のところわかりやすく事務局のほうから私どもが理解でき得るように、調印式と合併議案の議論、議決に関しての関係をひとつお伺いしたいと思います。

○柳田会長

事務局から説明願います。

○事務局

ただいま協定書の調印と議会の議決のことについてのご質問でございましたけれども、自治法によりますと廃置分合の申請につきましては、関係市町村の申請によって廃置分合はできるわけでごさいます。

それから廃置分合に伴う財産処分については、関係市町村の協議によってというような言葉で、「申請」と「協議」という言葉が出てきて、非常にわかりづらい点があると思います。

ただ、流れからいきますと、今、村上議長さんおっしゃいましたように、調印に法的効力はないのだと言っていましたけれども、現実の問題として昨年1月14日にそれぞれの市町の議会において、合併協定、合併の協議をするための協議会の設置について議決をいただいております。

これは法的に議決をいただきまして、協議会という形で設立したものでございませぬ。そのときはそれぞれ議会の議決のもとに合併について協議をなさいというお墨付きをいただいたと。それに基づきまして、今までずっと19回にわたって協議を開きました。これは表向きの協議会が19回ですが、それに至まで何回も委員の皆さん方との研修なんかも行ってきたわけですが、そ

う中で1つの方向性が出ました。これに基づいて8月17日に協定書に調印をします。そして、このように昨年の1月14日の議決をいただいた結果に基づきまして、協定が整いましたので議会として廃置分合の議決をしていただきたい。廃置分合の議決というのは要するに、合併についての議決をしていただきたいということです。併せまして財産処分とか、在任特例、農業委員会の委員の特例、それと議会の議員の定数と5つの議案についてご協議、審議して議決をいただきたい。その議決によって廃置分合が決まってくるわけです。

このような流れになりますので、合併の協定書によって、県のほうに申請することはできません。あくまでも地方自治法7条にいうところの関係市町村の申請、このためには廃置分合の議決が必要になってくる。その廃置分合の議決を得るためのものとしてこのような協定を結びましたという協定書になりますので、あくまでも効力は廃置分合の議決によって決まりますので、そこをご理解いただきたいと思います。

なんせ法律の中では申請するとか、関係市町村の協議、これは、それぞれ議会の議決を得て協議をすることになりますが、それから合併協議会での協議というような3種類ございますので非常にややこしいところがございますが、廃置分合の議決につきましては、その議決をもとにして廃置分合できる。そこで効力が発するというふうにご理解いただきたいと思います。以上です。

○柳田会長

村上さん、いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

よく、詳しく説明いただきましてありがとうございました。

○柳田会長

ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○藤原友一委員(鳥海町)

鳥海町の藤原でございますが、先ほど以来、小委員会の件について若干お伺いしたいと思えます。全員がこの協議会で40何名の方がやるということは非常に、調印式のあとでございますので、委員会というのは小回りは利いていいんじゃないかなという感じもするんですけども、それに反対するものじゃないけれども、この委員会の任命といいますか、委員の任命とか人数とか、あるいは今、町長さん方の市町長会、助役さんがやっている幹事会との意見、いろんな仕事の分担といいますか、そういう面についてもう少し詳しくご説明願いたいと思えます。

○柳田会長

小委員会のことについて、このあとにいろいろともし出ればと思っておりましたが、今の協議第62号についてですね、確認いたしたいと思えますが、協議第62号、合併協定書(案)については確認いただいたものとし(案)をとりたいと思えますが。

はい、佐藤さん。

○佐藤 實委員(矢島町)

確認といいますか、このスケジュールここに出ておるんですけども、来年3月22日の合併に向けたスケジュールがタイムリミットとして今10月下旬までここに出されているわけで、これがもうタイムリミットなのかということちょっと確認しておきたいと思えます。非常にこういう日程からいくと、今いろいろ出されている文言等の審議がこれ以降になっていくような可能性もあるわけですので、もう総務大臣に提出してからは、ほとんどできないと思うので、そうしたことから考えていくと、こうした日程をもう少し詳しくこれ入れていかなければ、今の審議というものは、それぞれ地域

で心配されていることがなし崩しに推し進められるのかなと思って心配しているわけで、心配がなければいいですけども、そこら辺の日程的なもの、もう少し詳しく教えていただきたいと思いません。

○柳田会長

今、事務局から説明させますが、日程については、この前3月22日ということでご確認いただいたと思うんです。事務局。

○事務局

今、10月までというようなお話もありましたが、これ基本的に今日の協定内容についての基本的に異議があるという話になってくれば、これは別だと思えます。

ただ、先ほど阿部議長さんおっしゃいましたけれども、いろんな合併時まで統合する、合併時まで調整するというものをこれから協議するのは10月以降であっても決して遅くはないわけです。

基本的な協定の内容について、これは反対だとすれば、申請もできなくなります。そうでなければ、この10月というのは廃置分合について、要するに1市7町が新設合併することについて、県のほうで国に申請して、それについて国からの告示をいただくものでありまして、合併そのものについては異議はないけれども、このあと、例えば先ほど言いました地域自治区、または地域審議会をどうするのか、それとか、報酬の問題、それから負担率の問題とかについて、これからも十分協議していく時間はございますし、それは10月以降であっても困らない。合併までにとということになりますので、そこは基本項目でなければ、基本的に協定について反対、賛成ということになれば、同意できるというふうにご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、佐藤さん。

○佐藤 實委員(矢島町)

ありがとうございました。ただ、いろいろこれから各議会で審議されながら進むだろうとは思いますが、今の話ですと、そうすると各自治体、現在の自治体の中でいろいろ提案があったり要望があったり、そして審議が遅れていく場合には、3月22日はもう延ばすことできないのだろうと思えますのでね、そうした先ほど岩城町の阿部議長さんからお話あったように、やはり住民に対して、そして議会が納得をした合併の方式をとるには、ものすごくこの10月下旬なり、その先に延ばしても結局ここで申請されてしまいますと、やむを得ないというところのこの決め方になっていくのではないかなと思って心配しているわけです。ですから、この日程からいくと非常に9月、10月、あと2カ月しかありませんので、そうしたある程度は、何%になるかわかりませんが心配されているやはり7、80%のものは了解を得るというような姿にしていかないと3月22日がずれてもよいのであれば私はいいと思えますけれども、そこにもし、ずれるということになると、いろいろ今の国の補助金絡みの対応が崩れるということもあるだろうと思えますので、やはりこのスケジュールについては、今からきちんと私は出しておきながら、そして先に進めていっていただきたいと思えますし、先ほど自治区なり、何、いろいろな問題が出ているんですけども、このものも何か玉虫色に見え聞こえるわけですので、せっかくこうしたことが議論になっているときには、もう少し突っ込んだ話も、ただ委員会をつくるということに対して、いろいろ委員会的な発言の方もおられるようですけども、そこら辺の見境が少しわからなくなってきましたので、私が心配するのは今後のスケジュールというもので、時間が足りないからここまでという推し方ではちょっと住民が納得できないのかなと思って心配しておりますので、そこら辺考えていただきたいと思えます。

○柳田会長

その他でお話ししたいと思っていたんですけども、今申し上げますが、18回の協議会で地域審議会、または地域自治区の設置を決めたわけでありましたが、これらの協議について原案というか、たたき台をつくる作業として小委員会をつくりたいと考えます。小委員会での案をもとに協議会で協議することにしたら、いかがかなと思いますが、それについては協議会をつくることについてはご異議ございませんね。

それで特に地域審議会、または地域自治区のことについて意見が出ておりますので、小委員会に話りたいなとこういうふうに思います。

そこで小委員会を設置したらどうかと思いますが。

○藤原友一委員(鳥海町)

あとは小委員会の内容というか、要するに任命は誰がするのか。そういうような。

○柳田会長

そういうことも含めて、事務局から説明させますので、大いにご議論をいただきたいと思えます。そのときの小委員会は各市町から2名ずつということで、それを誰が任命するのかという話が先ほど出ましたので、事務局の考えはどうか。

○事務局

先ほど藤原議長さんのご質問の中で、ご確認していただきたいんですが、合併協議会はそのまますと引き続き、この41名です。これはかわりございません。そして小委員会というのは、この41名の委員の中から先ほど会長のほうで2名という話も案として出されたようですが、それぞれの市、町、何名ずつ出すのか、そして今の提案としましては地域自治区、または地域審議会をどのようにやっていくかのたたき台という話ありましたけれども、全体の協議は最終的には41名の委員の皆さん方で協議します。そのためのたたき台をつくるのは、この委員の中から各町何名かと。1人なのか、2人なのか、2名ぐらいがいかがなものかなということ、このあと提案したいということでございますので、それでよろしいでしょうか。

○藤原友一委員(鳥海町)

よろしいです。そういう内容をちょっと説明してくださいということです。

○事務局

小委員会について説明いたします。先ほど会長が提案しましたように、各市、町から2名ずつということで小委員会を設置したいと。

また、小委員会での協議内容、それから今後のまた小委員会の設置等につきましての詳しい日程等につきましては事務局で早急につくり、委員の皆さん方に配付したいと思います。

○柳田会長

小委員会についてですが、2号委員から1人、3号委員から1人で各市町から2名ずつとすることについていかがですか。

今日は皆さん方意見を賜っていいですか。いいですね。

それでは各市町から2名ということで、小委員会を構成することとしますので、よろしく願いいたします。

○事務局

小委員会の設置についてご同意をいただきましたので、早めにこの日程、日程といいますが、小委員会でどういうことを協議するのかということを含めた日程、詳しい日程についてできるだけ早く委員の皆さん方にお配りしたいと思います。

先ほどからいろいろな日程等のお話がございますので、詳しい日程についてまだ私どものほうも暗中模索の中でございますので、ひとつは政令、省令等の関係でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

そういうことで小委員会をつくるということをご確認をいただきたいと思っております。

また、協議第 62 号「合併協定書(案)」については、確認をいただいたものとし、(案)をとりたいと思っております。

それでまた8月 17 日に行われる合併の調印式にこの協定書の内容をもって調印いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議ないということをご確認をいただきました。ご異議ないようですので、これをもちまして本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等によってその字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

以上をもちまして協議を終了します。

次に今後の日程について事務局より連絡を願います。

○事務局

今後のスケジュールについて若干連絡したいと思います。

本日の協議を経まして、今月の 17 日、火曜日に合併協定調印式を行います。

詳細につきましては、本日委員の皆さんに案内状をお配りいたしたいと思っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。なお、各市、町の議会で議決をいただきますと、8月 23 日に市町長が秋田県知事に合併申請書、要するに廃置分合の申請書を提出する運びとなっております。ということで、次回の協議会は自治組織に関する小委員会の案ができてからということになりますので、未定となっております。

なお、先ほど矢島町の佐藤委員さんのほうからもお話ありましたが、協定書の内容につきまして、これからいろいろと具体的に協議するためかなりの協議会の開催があらうかと思っております。そこら辺につきましても、これからできるだけ早い機会に委員の皆さん方に日程表、それから、どういう協議案件があるのかというようなことを含めて、配付したいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上をもちまして第 19 回の合併協議会終了いたしますが、案内状の配付をさせていただきますので、委員の皆様方、それから監査委員の皆様方、そのまま、その位置でお待ちいただきたいと思います。

本日は長時間ありがとうございました。以上で終わります。

午後 3時00分 閉会